

# 一般社団法人日本臨床検査振興協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本臨床検査振興協議会（以下「本協議会」という。）と称し、英文では、Japanese Promotion Council for Laboratory Testing（略称：JPCLT）と表示する。

(主たる事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協議会は、行政及び医療関係機関等をはじめ、広く国民に臨床検査の重要性の理解を求め、その適正な活用を促進し、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療関係制度における臨床検査の評価向上のための行政等への提言及び要請
- (2) 臨床検査の適正な活用を促進するための医療機関等への提言及び要請
- (3) 臨床検査の重要性及び有用性の国民等への啓発に関わる広報活動
- (4) 疾病の診断、治療及び予防に関わる臨床検査の指針等の普及活動
- (5) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本協議会には、次の会員を置くものとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

2 本協議会の正会員は、臨床検査に関わる事業を推進し、本協議会の目的・事業に賛同する法人又は団体とする。

3 本協議会の賛助会員は、臨床検査に関わる事業を推進し、本協議会の目的・事業に賛同し、その事業に賛助しようとする法人又は団体及び本協議会の目的・事業に賛同し、その事業に賛助しようとする個人で理事の推薦を受けた者とする。なお、賛助会員に関する規程は理事会の決議を経て別途定めるものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協議会の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

2 法人又は団体の会員は、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、別に定める届出書を理事会に提出しなければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める規程に従い会費を納入しなければならない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 正当な理由なく1年間以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

#### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会しようとする日の1ヶ月以上前に理事会に対して、退会の予告をするものとする。

#### (除名)

第10条 本協議会の会員が、本協議会の名誉を毀損し、若しくは本協議会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

### 第4章 総会

#### (総会)

第11条 本協議会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内  
に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

#### (構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

#### (招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができる」とされた場合は、2週間前までに発しなければならない。

#### (決 議)

第15条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(書面による議決権の行使)

第16条 正会員は、理事会が書面により議決権を行使することができる旨を決議したときは、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本協議会に提出しなければならない。

(議決権)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(役員の配置等)

第21条 本協議会に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上20名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、正会員により推薦された正会員である法人又は団体の構成員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、それ以外の者から選任することができる。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協議会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 前項の報告をするため必要があるときには、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解 任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

#### (顧 問)

第28条 本協議会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

#### (構 成)

第29条 本協議会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要がある認めるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協議会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに付議すべき目的事項の決定

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、一般法人法第101条に規定する場合において、必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、あらかじめ理事会が指定した順位により副理事長が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時はあらかじめ理事会の指定した順位により、副理事長がこれに代わる。
- 2 前項の規定に関わらず、前条第4項の規定により臨時理事会が招集された場合又は理事長以外の者が臨時理事会を招集した場合は、当該理事会に出席した理事の中から理事の互選により、議長を選出する。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年

間主たる事務所に備え置く。

- 2 出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事全員）及び監事が前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 財産及び会計

（事業年度）

第37条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第38条 本協議会の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

（暫定予算）

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第40条 本協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不分配)

第41条 本協議会は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 本協議会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本協議会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会等

(委員会)

第45条 本協議会の事業を推進するために、必要あるときは理事会の決議により委員会を設置するこ

とができる。

- 2 委員会の委員長は、理事長が本協議会の理事の中から指名し、理事会の決議を経て、これを委嘱する。
- 3 委員会の委員は、委員長が本協議会の理事、会員（法人又は団体会員の構成員を含む）又は有識者の中から指名し、理事会の決議を経て、これを委嘱する。

（正副理事長会議）

第46条 正副理事長会議は、理事長及び副理事長をもって構成する。

- 2 正副理事長会議は、次の事項に関し協議を行う。
  - （1）総会、理事会に附議すべき事項
  - （2）本協議会の運営を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項
- 3 正副理事長会議は、理事長が必要と認めたときに開催する。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 本協議会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

（事務局）

第48条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

## 第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第13章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 本協議会の最初の事業年度は、本協議会成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第51条 本協議会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 村上 正巳

設立時理事 〆谷 直人

設立時理事 宮島 喜文

設立時理事 久川 芳三

設立時理事 小野 徳哉

設立時代表理事 村上 正巳

設立時監事 横地 常広

(設立時社員の名称及び住所)

第52条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 東京都千代田区神田小川町二丁目2番

一般社団法人日本臨床検査医学会

2 東京都千代田区神田平河町1番地第3東ビル908号

一般社団法人日本臨床検査専門医会

3 東京都大田区大森北四丁目10番7号

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

4 東京都文京区後楽二丁目3番28号K. I. S飯田橋

一般社団法人日本衛生検査所協会

5 東京都中央区東日本橋二丁目24番14号

一般社団法人日本臨床検査薬協会

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人日本臨床検査振興協議会の設立に際し、設立時社員一般社団法人日本臨床検査医学会 外4名の定款作成代理人である行政書士金澤淳平は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年3月10日

設立時社員 一般社団法人日本臨床検査医学会

代表理事 村上 正巳

設立時社員 一般社団法人日本臨床検査専門医会

代表理事 𠂇谷 直人

設立時社員 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

代表理事 宮島 喜文

設立時社員 一般社団法人日本衛生検査所協会

代表理事 久川 芳三

設立時社員 一般社団法人日本臨床検査薬協会

代表理事 小野 徳哉

上記設立時社員の定款作成代理人 行政書士 金澤 淳平